

平成 17 年 5 月 20 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 精 工 技 研
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 上 野 昌 利
(コード番号 6834)
問 合 せ 先 経 営 企 画 室 齋 藤 祐 司
(TEL . 047 - 388 - 6401)

ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

当社は、平成 17 年 5 月 20 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 及び第 280 条ノ 21 の規定に基づき、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員に対し新株予約権を発行することの承認を求める議案を、平成 17 年 6 月 22 日開催予定の当社第 33 回定時株主総会に提案することを決議致しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件により新株予約権を発行する理由

当社及び当社の子会社の取締役及び従業員の、当社連結業績の向上に対する意欲や士気をより喚起することを目的として、以下の 2 に記載の発行要領に基づく新株予約権を無償で発行するものがあります。

2. 新株予約権発行の要領

(1) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 2 0 0 , 0 0 0 株を上限とする。

(2) 発行する新株予約権の総数

2 , 0 0 0 個を上限とする。

なお、新株予約権 1 個当たりの目的たる株式の数(以下「付与株式数」という。)は 1 0 0 株とする。

ただし、新株予約権を発行する日(以下、「発行日」という。)以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、付与株式数は当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整するものとする。

また、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(3) 新株予約権の発行価額

無償とする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額

各新株予約権の行使に際して払込みをなすべき金額は、各新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株当たりの払込金額(以下、「行使価額」という。)に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、発行日の属する月の前月の各日(取引が成立しない日を除く。)のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が発行日のジャスダック証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

なお、発行日以降、当社が時価を下回る価額で当社普通株式につき、新株式を発行又は自己株式の処分を行う場合(新株予約権の行使及び「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)施行前の商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権の行使の場合を除く。)は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記の算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

また、発行日以降、当社が当社普通株式の分割又は併合を行う場合には、行使価額は当該株式の分割又は併合の比率に応じ比例的に調整されるものとし、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

さらに、発行日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合等、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併又は会社分割の条件等を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

(5) 新株予約権の行使可能期間

平成19年9月1日から平成24年8月31日まで。

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者(以下、「新株予約権者」という。)が、当社又は当社子会社の取締役及び従業員の地位を喪失した場合には新株予約権を当社に返還するものとし、これを行行使することができない。ただし、取締役の任期満了及び従業員の会社都合による退職その他これらに準じて当社取締役会が新株予約権の存続を相当と認めた場合には、新株予約権の行使を認めることができる。

新株予約権者は、権利行使日の属する年度の前年度の当社グループ連結決算において、営業利益額が当該年度の前年度の営業利益額より増加している場合に限り、権利を行行使することができる。

上記、の条件の詳細及びその他の事項については、本総会及び新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

(7) 新株予約権の消却事由及び条件

当社は、いつでも、当社が取得し保有する未行使の新株予約権を、無償にて消却することができるものとする。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成 17 年 6 月 22 日開催予定の当社第 33 回定時株主総会において、「株主以外の者に対する特に有利な条件による新株予約権の発行の件」が承認可決されることを条件といたします。

以 上